

矢巾町記者会見

日 時：令和2年3月26日（木）
午後4時～午後4時30分
場 所：役場4階大会議室

【内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する矢巾町の取り組み
について

矢巾町新型コロナウイルス感染症対応経過

日時	対応	内容	備考
令和2年1月24日	町ホームページにて情報提供を開始。	【参考】岩手県_感染症情報「新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する情報」ホームページ	
令和2年1月27日	やはラジでの広報を開始(健康長寿課)		
	町ホームページの情報を更新(健康長寿課)		
	町内保育所等、小中学校、福祉施設へ福祉・子ども課、学務課よりメールにて注意喚起の情報提供。(ファックス又はメール)		
	介護関係施設、岩手県立不來方高校、星北高等学校、岩手県立産業技術短期大学校、ホテルルートイン、矢巾町保養センターへ健康長寿課から注意喚起の情報提供。(ファックス又はメール)		
令和2年1月29日	指定感染症となることを受け、町ホームページの情報を更新。 総務課職員係から職員へ感染に対する注意喚起(インフォメーション)		
令和2年1月30日	15:00 矢巾町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の制定 矢巾町新型コロナウイルス感染症対策行動計画決裁及び今後の体制を確認する。 新型コロナウイルス感染症等対策庁内第1回庁内連絡会議	新型コロナウイルス感染症対策本部等の設置について、町の要綱で定めることとする。 感染症法(略称)第6条第9項により、「新感染症」の規定があり、新型コロナウイルス感染症が、令和2年1月28日新感染症閣議決定されたことに伴い、矢巾町新型インフルエンザ等対策行動計画を持って、矢巾町新型コロナウイルス感染症等行動計画とみなし対応することとした。(感染状態が、季節性インフルエンザと同様と調査及び監視されているため。)	
	15:00 新型コロナウイルス感染症等対策第1回庁内連絡会議を開催	管理職を対象に、情報の共有と連携を確認。	
令和2年1月31日	8:30 新型コロナウイルス感染症等対策第2回庁内連絡会議を開催	管理職を対象に、矢巾町新型コロナウイルス感染症等行動計画に基づき対応を確認。	
	18:30 県会議の情報共有、対応の方向性を検討(健康長寿課)		
令和2年2月3日	指定感染症に係る政令施行に伴い、町ホームページの情報を更新。やはラジの内容を変更して収録し、本日より放送。町広報2/14お知らせ号への記事掲載を企画財政課へ依頼。		
	10:48 健康長寿課→町内介護関連施設に対し、注意喚起をメールで情報提供		
	上記を福祉・子ども課、学務課へ情報提供。関連施設への情報提供を依頼。	各課対応済	
	15:30 情報共有(健康長寿課)		
	16:00 【情報提供】新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～(内閣府ホームページ)をさわやかハウスに掲示		
	16:00 職員向けにインフォメーションにて「新型コロナウイルス感染症に係る情報」を提供		
令和2年2月4日	県の相談電話開設に伴い、町ホームページの情報を更新(健康長寿課)		
	健康長寿課→町内介護関連施設へ【国通知】「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」を情報提供。		
令和2年2月6日	10:30 新型コロナウイルス感染症等対策第3回庁内連絡会議を開催(課長補佐級対象) 健康長寿課→全庁:インフォメーションにて「感染症対策について」を周知、注意喚起	厚生労働省作成の感染症対策チラシをPDFで配布	
令和2年2月7日	10:00 矢巾町における新型コロナウイルス感染症への対応について(議会全員協議会)		
令和2年2月14日	2月町広報・お知らせ号に感染症対策の記事を掲載	県メール2/15 11:21に受信	
令和2年2月17日	2/6にインフォメーションで配布のチラシを、啓発のため庁舎の各フロアに掲示 岩手県及び厚生労働省においてFAXでの相談受付の開始に伴い、町ホームページを更新。併せて、やはラジの放送内容も更新。	総務課管財係・阿部主事が対応 やはラジは同日の放送より更新内容で放送。	
令和2年2月19日	新型コロナウイルス感染症等対策第4回庁内連絡会議を開催(管理職級対象) 町ホームページで「新型コロナウイルス感染症の相談・受診に関する情報」を新たに情報追加。併せて、内容を更新。		
令和2年2月20日	町施設関係窓口への「新型コロナウイルスを防ぐには」チラシ、厚生省作成 配布 1,750枚	環境施設組合、保養センター含む。	
令和2年2月25日	佐々木教材社より体温計(水洗い可、脇計測用)10本が入荷		
令和2年2月27日	8:30 新型コロナウイルス感染症等対策第5回庁内連絡会議を開催(管理職級対象)	国からのイベント等の自粛要請を受け、町事業の対応を検討 ・町主催の飲食を伴う事業は当面3/15まで中止 ・各課での事業は実施の要否を判断、総務課で集約、町長・総務課で実施の可否を検討	
	15:00 新型コロナウイルス感染症等対策第6回庁内連絡会議を開催(補佐職級対象)	対策本部設置に係る各課の主な担当業務等を確認	
令和2年2月29日	10:30 関係課緊急会議(仙台市発症者確認による協議)	出席者:高橋町長、和田教育長、佐藤総務課長、吉岡課長、浅沼課長、田中館課長、澤野園長、村松組合事務局長、袖野事業所長、村松公民館係長、川村総務課補佐	県内発症時の対応確認等
令和2年3月2日	8:30 新型コロナウイルス感染症対策第7回庁内連絡会議を開催(管理職級対象)	感染確認、発症時の対応確認。関係機関との連携指示。	
	11:00 議会全員協議会	状況説明。要綱、対応フロー、経過の説明	

日時		対応	内容	備考
		【総務課】本感染症拡大防止において出勤が著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて	検疫法により停留の対象となった場合、感染が疑われる場合、小中高、特別支援学校の休校に伴う子の世話をを行う場合	
令和2年3月5日	15:50	新型コロナウイルス感染症対策第8回庁内連絡会議を開催(管理職級対象)	文書共有できるよう整備の指示、PCR検査できる医療機関等の確認、周知の指示、医大へのマスク対応の指示、施設におけるコロナ発症時の対応確認の指示。	
令和2年3月6日	16:00	第1回矢巾町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(管理職級対象)	岩手県知事のメッセージを受けて本部会議を設置	
令和2年3月9日	8:30	第2回矢巾町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(管理職級対象)	現状の確認。3/15以降の町行事、イベント等の開催について確認する。	
令和2年3月13日	17:00	第3回矢巾町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(管理職級対象)	国の緊急対策に関する取りまとめ指示	
令和2年3月19日		町内 児童施設、障がい者施設、高齢者施設、岩手医科大学附属病院、紫波郡医師会へ町備蓄マスク配布	約4.8万枚(3月、4月事業所職員用として)	
令和2年3月23日	8:30	第4回矢巾町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(管理職級対象)	4月以降の町イベント、行事の方向性について	
令和2年3月23日	16:30	第5回矢巾町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(管理職級対象)	5月以降の町イベント、行事の方向性について、再確認	
令和2年3月24日		矢巾町新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の一部を改正	現状まで、上位法令の無い状況で町の告示で行っている本要綱について、4月1日からの新たな組織名で要綱を整理したもの。令和2年3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され公布、翌日14日から施行されたことにより、新型コロナウイルスについても、同法に定義づけされたことにより、今後、国により特措法第32条に基づく緊急事態宣言が出され、同法第33条に基づく都道府県対策本部設置が行われた際には、同法第34条により、市町村対策本部を設置しなければならない規定で設置の運びになるので、それまでは、本告示で対策本部を推進し、国による緊急事態宣言が発せられた時にはこれに合わせて、告示は廃止し法律に基づく対策本部を立ちあげることになる。	

矢巾町から町内福祉施設等へのマスク緊急配布実施

- 配布方法
 - ・ 町内の施設、事業所に調査のうえ、窓口にて配布
 - ・ 3、4月で事業所職員が必要なマスク（職員1人×1日1枚計算）
 - ・ 基本的には、生活及び事業活動が正常化した時点で、矢巾町へ返還を希望
- 配布の趣旨

矢巾町において、マスクを備蓄していた本旨は、来るべき万が一の、町内でのコロナウイルスの爆発的感染に伴う、地域や公共施設等の消毒作業時のマスク確保のため、また県民や町民の医療を支える岩手医科大学附属病院の医療用マスク不足の補填の一助になることを想定し確保していたところであるが、昨今の町内福祉施設や医療施設等のマスク不足は深刻であり、町長による、今現在の困難事案の解消を優先すべきとの判断からマスクの緊急配布を行った。

配布日	対象物資	配布先（施設概要）	施設数等	配布数量（枚）
令和2年3月19日	サージカルマスク	保育所等	10	4,914
		障がい福祉施設	16	6,182
		高齢者施設等	20	9,925
		紫波郡医師会	1	2,000
		岩手医科大学附属病院	1	25,000
合 計			48	48,021

新型コロナウイルス感染症を含めた生活相談窓口について

令和2年3月26日

矢 中 町

矢中町では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年4月1日以降に納期限を迎える個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上水道料金、下水道使用料、保育料、町営住宅使用料に関して、支払い期限までにお支払いいただくことが困難な方など生活不安に対応するための「生活相談窓口」を、令和2年4月1日から当面の間設置します。

新型コロナウイルス感染症の影響で減収し資金繰りなどに支障をきたしている町民の方々や企業などからお申し出があった場合に、お支払期限の延長や分割納付など、ご相談いただくことができますので、周知へのご協力をお願いいたします。

記

1. 設置窓口

矢中町役場 福祉課 生活相談係

電話 019-611-2575、611-2576

お電話でのお問い合わせは平日午前9時から午後5時の間をお願いします。

2. 対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染者または感染の疑い等により、上記町税や公共料金等の支払いの手続きが困難な方。(水道料金、下水道使用料は企業含む。)
- (2) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、収入が減少し、上記町税や公共料金等の支払いが困難な方。(水道料金、下水道使用料は企業含む。)

3. お客様からの受付

- (1) 上記窓口へのお電話によるお申し出または生活相談係窓口でのお申し出とし、令和2年4月1日(水)から受付いたします。なお、お申し出の際には新型コロナウイルス感染症の影響の状況を聞き取らせていただくとともに、必要に応じて状況を確認できる書類を提出いただく場合がございますのでご了承ください。また、関連する担当課に取次させていただくことがあります。
- (2) ご相談の内容により、関連担当課とお支払いの計画及び支払期限を決めていただき、原則その計画に沿った形でお支払いいただくこととなります。

4. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、更なる支払期限の延長についても検討いたします。
- (2) 企業の水道料金、下水道料金については、直接上下水道課(電話 019-611-2562)にお問い合わせください。
- (3) 最新の情報については矢中町公式ホームページをご覧ください。

矢中町公式ホームページ <https://www.town.yahaba.iwate.jp>

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により

生活資金が必要な皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り20万円までの貸付も可。
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に以下に該当する子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 *償還期限後は延滞利子が生じます

申込みに必要なもの

- 本人確認書類（住民票、健康保険証、運転免許証等）
- 印鑑
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類（給与明細、通帳等）

貸付金の交付方

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

受付窓口・受付時間

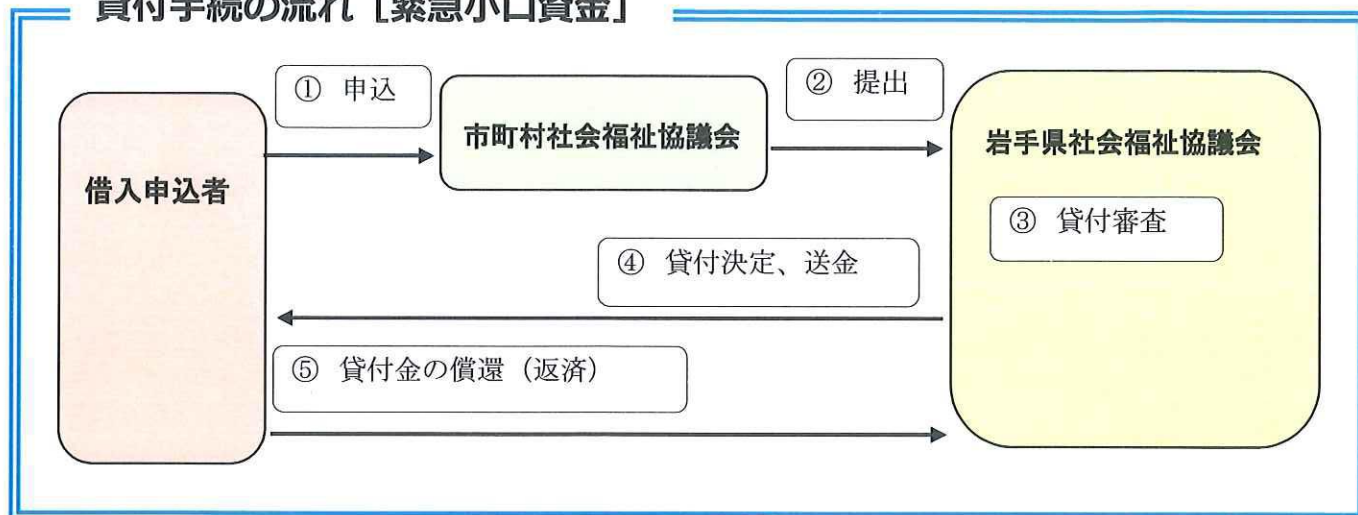
◎矢巾町社会福祉協議会

〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123

TEL 019-611-2840 fax 019-697-8967

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く）

貸付手続の流れ【緊急小口資金】



本特例貸付は、令和2年3月25日（水）から受付を開始します。

- 生活福祉資金は、資金の貸付と必要な相談支援を通じて、借入相談者や借受世帯の支援を目的とした公的な貸付制度であり、都道府県社協が実施主体、市町村社協が相談・申込の窓口となっています。
- 厚生労働省から本貸付事業の特例的な取扱いに関する通知が発出されることにより、通常の貸付要件（据置期間、償還期間等）が緩和されます。今般発生した新型コロナウイルス感染症の発生による休業等による影響を受け、本貸付事業の特例措置が設けられました。
- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による国の特例措置については、緊急小口資金のほか、総合支援資金にも特例措置が設けられています。総合支援資金の概要は以下のとおりです。

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】

- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。
- **貸付限度額** （単身）月 15 万円以内
（二人以上）月 20 万円以内
※貸付期間は原則 3 月以内
- **据置期間** 貸付の日から 1 年以内
- **償還期間** 据置期間終了後 10 年以内
- **貸付利子** 無利子 * 償還期限後は延滞利子が生じます
- **その他** 総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の利用に当たっては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となります。

※相談窓口はお住まいの市町村社会福祉協議会となります。

<実施主体> 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

<問合せ先> 〒020-0831盛岡市三本柳 8 - 1 - 3 ふれあいランド岩手内
TEL019-637-4496

社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会たすけあい金庫運営規程

〔昭和56年3月23日〕
社協規程第7号

改正 平成9年3月25日 社協規程第4号

令和元年7月1日 社協規程第5号

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会たすけあい金庫（以下「たすけあい金庫」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 このたすけあい金庫は、生活困難者の世帯更生運動の効果的推進を期すため、第5条に定める対象者に対して生活の向上を図り、自立更生を助長するため、一定の資金を貸付することを目的とする。

(構成及び運営)

第3条 このたすけあい金庫の財源は、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会よりの繰出金及び寄付金等を充て漸次資金の蓄積を図るものとする。

(管理事務)

第4条 このたすけあい金庫の管理運営は、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会が行い、貸付及び償還事務は事務局で行うものとする。

(貸付対象)

第5条 このたすけあい金庫の貸付は、矢巾町に6ヶ月以上在住し、生活保護法の適用者及びこれに準ずる法外援護の必要あると認められたものであって、災害、疾病、出産、就業その他諸般の窮迫せる事情により緊急出費を要すると地区担当の民生委員が認めた者を対象とする。

(貸付の種類及び限度額)

第6条 貸付の種類及び限度額は、次のとおりとする。

(1) 生活資金 50,000円以内

(2) 生業資金 50,000円以内

2 特別の理由がある場合は最高100,000円まで貸付できる。

(貸付の条件)

第7条 貸付に対しては、利子を徴収しない。

第8条 貸付を受けようとする者は、償還能力のある保証人1人付けるものとする。ただし、貸付希望金額が30,000円以下の場合で償還が確実に認められる場合にあっては、保証人を付けずに貸付を受けることができる。

(貸付の方法)

第9条 貸付金を受けようとする者は、その地区の担当民生委員の承認を得た上で、借入申込書（様式第1号）に所要事項を記入し、関係書類を添えて提出しなければならない。

2 借入申請書を受理したときは、すみやかに審査をし、手元資金を勘案の上、借用書（様式第2号）を徴し、貸付金を交付するものとする。

(貸付の決定)

第10条 このたすけあい金庫の貸付は、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会事務局の審査を経た上で、会長が決定する。

(償還の方法及び貸付期間)

第11条 このたすけあい金庫の貸付期間は1年以内とし、償還は毎月分割払い又は一時払いとする。

2 償還は、貸付日から1年以内に償還しなければならない。

3 やむを得ない事情により1年以内に償還できない場合は、事務局に連絡し、会長の承認を得なければならない。

(保証人の責務)

第12条 このたすけあい金庫を借用しているものが借用条件を履行しない場合は、保証人がその責に任じ返済しなければならない。

(償還金の免除等)

第13条 貸付金は、その全部もしくは一部を免除し、又はその効力を変更することはできない。ただし、会長が社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(予算及び決算)

第14条 このたすけあい金庫の会計は特別会計とし、毎年度4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(補 則)

第15条 担当民生委員は、資金の活用及び返済等について指導を行うものとする。

第16条 このたすけあい金庫を借用している者が町外に転出する場合は、全額を返済しなければならない。

第17条 このたすけあい金庫を借用しているものが死亡した場合、あるいは行方がわからなくなった場合は、その家族が責任を負うものとする。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

矢巾町民の皆様へのメッセージ

私たちは、「安心・安全なまち やはば」として、町民の皆様とともに、感染しない、感染させないためにチーム矢巾で感染防止に取り組んでまいります。

たくさんの方の、そして様々な情報が飛び交い、不安な気持ちになっていらっしゃる方もいると思います。このような状況だからこそ、私たちができることを確実にやっていきましょう。それは、ひとり一人が責任を持って、医学的なアドバイスに従い、感染防止のための簡単な手段を実践していくことです。

国や県からもメッセージで示されておりますが、町民の皆様にご理解いただき実践していただきたいことは以下のことです。

- 自分自身や周りの方々を感染から守るために、通常の防止策である手洗いや咳エチケットを正しい方法で実行してください。
- 日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場面を避けてください。
- 風邪のような症状がある場合は、まずは無理をしないことです。外出を控えて、十分な睡眠やバランスの取れた食事に心がけて体力の回復に努めてください。
- コロナウィルス関係でご心配なこと等があった場合は、矢巾町健康長寿課へご相談ください。

尚、平日の時間外や土曜、日曜、祝日については、以下の電話へご連絡ください。 019-697-2111

○発熱や呼吸器の異常が続いてご心配の場合は、「岩手県帰国者・接触相談センター」にご相談ください。電話番号は、以下の通りです。

岩手県県央保健所 平日9時～17時

019-629-6562

岩手県庁医療政策室 全日（土日祝含） 24時間対応

019-651-3175

○新型コロナウイルス感染症の影響で減収するなど生活に不安がある場合は、矢巾町福祉課生活相談係にご相談ください。

平日 9時～17時 019-611-2575・2576

以上が、町民の皆様にお伝えしたいことです。学校等の教育施設や町関係の施設においても、新年度から通常通りに再開する予定ですが、施設によっては再開に時間がかかるものもございますのでご了承ください。再開になった場合でも、密閉、密集、密接の3条件を避けるように配慮いたします。また、感染防止のための対策は、今後も継続してまいります。

すべての町民の健康な生活を保つための取り組みに、これからも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年3月26日

矢巾町長 高橋 昌造